

おいらせ町子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊婦、ヤングケアラー等が
いるご家庭を、支援員が訪問し、家事や子育て等の支援を行う事業です。

● 対象者

おいらせ町に住民登録があり、次のような妊婦さんまたは18歳未満の子どもを養育する保護者の方


- ・妊娠中の体調不良等で家事援助をしてもらいたい
- ・出産後の育児・家事援助をしてもらいたい
- ・家事と育児の両立に不安がある
- ・日中、母子のみで過ごすことが多く支援してくれる人がいない
- ・子育て等に関する不安や悩みを傾聴してほしい、相談したい
- ・母子保健や子育てに関する町の支援を教えてください
- ・家庭にヤングケアラーとして、家族の手伝い・手助けをしている子ども（18歳未満）がいる など

● サービス内容

時 間：月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時まで
※祝日、夏季休業（8月12日～8月16日）、年末年始（12月28日～1月7日）を除く
※やむを得ない理由がある場合、午後5時までの利用可

料 金：1時間あたり300円（町民税非課税世帯・生活保護世帯は無料）

支 援：次の（1）、（2）のうち、それぞれの家庭に必要な支援

(1) 家事に関すること	(2) 育児・養育に関すること (補助的なものとする)
<ul style="list-style-type: none">・食事の準備や後片付け・衣類の洗濯・居室の掃除・整理整頓・健診等の付き添い・食材や生活必需品の買い物・その他必要な家事 	<ul style="list-style-type: none">・授乳・おむつ交換・沐浴介助・外出時の補助・その他の必要な育児・養育 

利用できる期間と時間の上限

- ・1日の利用時間は最大2時間とし、1時間単位の利用となります。
- ・利用決定日から起算して年56時間を限度とします。

申請方法・利用までの流れ

- ・利用申請書を子育て支援課に提出する。（利用日の2週間前までに提出してください。）
- ・町で申請の内容を審査し、必要な支援を決定します。
- ・利用決定後、利用決定通知書と利用券（56時間分）を発行します。
- ・利用希望について、訪問支援員派遣事業所に公式LINEから日時等を調整し、利用を開始します。
※予約変更やキャンセル等についても、ご自分で事業所に連絡していただきます。
※キャンセルについては、なるべく利用予定日の前日正午までに連絡をお願いします。
※感染症の疑いがある場合は、感染予防のため予約変更やキャンセル等のご対応をお願いします。

【問い合わせ先】

おいらせ町 子育て支援課（こども家庭センター）
☎ 0178-56-4259